

令和元年度第1回練馬区文化財保護審議会会議録

- ◆ 開催日時
令和元年7月4日(木)午後2時～午後4時
- ◆ 開催場所
練馬区生涯学習センター第3教室
- ◆ 出席者
出席委員3名(会長、ほか2名)
区側出席者5名(教育長、文化・生涯学習課長、ほか職員3名)
- ◆ 委嘱状の交付
- ◆ 会長・副会長の選出
- ◆ 議事
 - 1 諮問
 - 2 審議
令和元年度登録・指定文化財について
- ◆ 報告事項
 - 1 平成30年度登録文化財の経過報告
 - 2 令和元年度文化財関連事業計画
- ◆ 公開可否
原則公開(傍聴人:なし)
- ◆ 配布資料
 - 資料 1-1 平成30年度登録文化財関係(練馬区教育委員会告示第6号:写)
 - 資料 1-2 平成30年度登録文化財関係(「ねりま区報」平成31年3月1日号:写)
 - 資料 1-3 平成30年度登録文化財関係(「ねりまの文化財」第104号)
 - 資料 2 令和元年度 文化財関連事業計画
- ◆ 事務局
練馬区 地域文化部 文化・生涯学習課 伝統文化係
5984-2442

会議の要旨

- <文化・生涯学習課長> 開会の挨拶
- <教育長> 委嘱状の交付
- <事務局> 会議の成立について報告
- <文化・生涯学習課長> 会議の公開について
会長・副会長の選出について
- <教育長> 諮問・挨拶

令和元年度練馬区指定・登録文化財について、練馬区文化財保護条例(昭和61年3月条例第26号)に基づき、下記のとおり諮問します。令和元年7月4日 練馬区教育委員会

文化財を指定することについて1件、文化財を登録し指定することについて1件です。内容は別紙のとおりです。

<教育長>

本日はご多用の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。只今、諮問させていただきましたが、今年度は「永享八年の夜念仏板碑」を指定文化財に、「旧見留家納屋」を登録文化財とし指定文化財にすることについて、ご審議いただき、年末を目途に答申をいただきたいと存じます。

今年で区の文化財保護条例を制定してから33年目を迎えました。この間、212件の文化財を登録し、そのうち46件を指定し、区内の貴重な文化財を保護・活用してきました。

区を紹介する冊子やホームページなどに取り上げられる機会が増え、子どもたちへの郷土理解や観光、まちづくりのさまざまな分野で活用されております。審議会の委員の皆様のご尽力とご協力のお蔭であり、感謝申し上げます。

本年11月末に練馬区で世界都市農業サミットが開催されます。ニューヨークやロンドンなど5都市が参加し、区内農地の視察や国際会議などを行います。今年度の諮問の案件である「旧見留家納屋」などの、都市農業が盛んである練馬の特徴を示す文化財を、区でも力を入れて保護・活用していきたいと思っておりますので、一層のご協力をお願いいたします。

今年度の実地調査を含め、よろしくお願ひし、ご挨拶とさせていただきます。

退席

<会長>

それでは審議に入ります。まず、事務局から説明をお願いします。

<事務局>

文化財を指定することについて

1「永享八年の夜念仏板碑」の説明

<会長>

No.1「永享八年の夜念仏板碑」について、ご質問、ご意見はありますか。

<会長>

添付の板碑写真は、陰刻が見えないので、銘文が読めとれる写真がいいです。

<事務局>

答申までに準備します。

<委員>

三宝寺には他にも板碑がありますが、把握されていますか。他の板碑で登録や指定になるような資料はありますか。目録があれば資料で添付して下さい。

<事務局>

三宝寺所蔵の板碑の目録はあります。次回の審議会で用意します。三宝寺では子育て千体地藏堂の展示ケースに板碑を集めて保管されています。三宝寺周辺にあったものを集めた板碑ですが、個々の詳細な来歴は不詳です。

また、三宝寺所蔵板碑の一括登録につきましては、以前の登録文化財の審議の際にも検討課題にあがっていました。今まで練馬区では、板碑を一基ずつ登録してきた経緯があります。これまで登録・指定してきた板碑は、月待板碑・申待板碑・夜念仏板碑といった中世の民間信仰に関わる板碑で、すべて有形民俗文化財としてきました。三宝寺所蔵のその他の板碑は個人の追善供養のために建てた板碑が多く、それらは歴史資料としての面がつよく、文化財の種別の異なるものが一緒になってしまう課題が残り、まだ検討が済んでいない状況です。

<会長>

練馬区の板碑はどれも有形民俗文化財ですか。

<事務局>

はい。昭和61年に登録文化財となった「長享二年の申待板碑」は平成7年に有形文化財から有形民俗文化財に種別変更をして指定になっています。

<会長>

今回の板碑はどのような点で有形民俗文化財の範疇になりますか。

<事務局>

一結衆という地域や地縁的な集団が夜念仏供養をしていたという記録は、地域の生活文化を知る上で貴重であり、国内で25基しかないうちの最古の紀年銘を持つ意味で歴史的学術的価値の高いものですので、有形民俗文化財で考えております。

<会長>

練馬区の文化財の種別はどうなっていますか。

<事務局>

大きく有形文化財、無形文化財、有形民俗文化財、無形民俗文化財に分かれます。

<会長>

これらは並列で、有形文化財の下に有形民俗文化財がくるのではないのですか。

<事務局>

そのとおりです。

<会長>

板碑の指定を考えると、板碑自体は信仰に使われたものではないので、厳密に言うと有形民俗文化財ではないです。仏像に例えると、民間信仰に関わる銘文があるからと言って、有形民俗文化財で指定にはしていません。今後、板碑が有形民俗文化財の指定枠の中でしか考えられないのであれば、登録指定から漏れてしまうものがあると困ります。

<事務局>

今まで中世の民間信仰に関わる板碑しか登録指定案件になかったこともあり、有形民俗文化財として登録指定してきた経緯があります。

参考例ですが、他の自治体における板碑指定時の種別を参考に見ますと、有形文化財の歴史資料などで指定しています。

<会長>

板碑は造形として価値があります。これを機会に有形民俗文化財の指定の範疇を検討してはどうでしょうか。例えば、江戸時代の仏像はほとんど銘文があり信仰の対象にもなっていますが、この場合は有形民俗文化財にするわけではありません。

<事務局>

板碑は区内に230基以上、武蔵型板碑は5万基あると推定されているもので数が多いですし、この板碑は他の板碑に比べて特徴的な制作方法ではなく典型的な武蔵型板碑です。

<会長>

そういう考え方ではなくて、制作が優秀なら有形文化財です。有形文化財の考えは、そこに銘文があることに価値があるのではなく、他と違う特徴がなくても、制作が優れていれば有形民俗文化財の彫刻という分野では指定の対象になります。板碑は板碑自体が造形として優れている面の評価も忘れないで下さい。厳密に言うと、有形文化財と有形民俗文化財の二重指定となるのでしょうか。

<事務局>

板碑の種別は、たまたま区内で今まで中世の民間信仰に関わるものの指定しかなく、板碑を有形民俗文化財の種別にしてきた兼ね合いがありますので、今回も有形民俗文化財として指定していきたいと考えていますが、答申書の中に造形が優れていることを記していくことにします。

<委員>

たまたまこの板碑は、銘文が民俗に該当することということで有形民俗文化財として案があがっていますが、他の板碑を有形文化財として指定することを妨げるものではないと思います。ただ、板碑は板碑としての価値を考えると有形文化財にまとめた方がいいと思います。今回は今までの経緯がありますのでこのままでも、将来的には板碑の文化財としての種別を有形文化財としていくことを検討されてはどうでしょうか。

<会長>

この内容は議事録にとどめておいて下さい。板碑はそれ自体が直接信仰に使われたものでも、信仰の対象でもありません。また、別紙 2 頁の文化財の概要部分中段には、「銘文には、永享 8 年 8 月の秋彼岸に人々が集まり、光明真言を唱える夜念仏供養を行い（中略）板碑を造立した趣旨が書かれている。」とありますが、紀年銘の月日は造立日かもしれません。意味は正しいのかもしれませんが、この月日に人々が集まり夜念仏供養を行ったかどうかは推定ですので、読み取れることの実事記載のみの方がいいです。

<事務局>

板碑の種別について将来的な課題として議事録に記録しておきます。概要文の内容は、答申書案では実事記載のみに直します。

<会長>

同じ三宝寺には、個々の来歴は不詳とのことですが、中世の板碑が何基残されているくらいは文化財の説明に加えるようにしてはどうですか。

<事務局>

はい、答申書案に入れていきます。

<会長>

他に答申書案作成のために課題になることやお気づきのことはありますか。

光明真言のカタカナ読みの表記にある「(前略) マニハムドマジムラ (後略)」のジムラとあるのは「ジンバラ」が正しく、光明真言の末尾は「ム」でなく「ウン」です。参考資料に阿弥陀三尊種子の丸は円相、蓮座は蓮台の方がいいです。また、保存状態の記載に「上下二つに折損するが保存状態は良好」とありますが、保存状態の文の前に、「その他は」を入れた方がいいです。

<事務局>

ありがとうございます。答申書案作成の際に直します。

<会長>

板碑は中世の歴史学者に早くから研究資料に取りあげられ、歴史資料的な面が多くの人に認められていますが、ここにある梵字や蓮台などの造形は美術工芸的な価値の面で評価していく視点も忘れないで下さい。

<事務局>

はい。板碑の種別については将来的な課題とし、板碑自体の美術工芸的価値は答申書案の中に入れていきます。

<事務局>

文化財を登録・指定することについて

2「旧見留家納屋」の説明

<会長>

No.2「旧見留家納屋」について、ご質問、ご意見はありますか。

<委員>

解体時が一番情報とれるので、解体時の知見がありますか。それがあると一番いいのですが。

<事務局>

確認します。

<会長>

現在の移築後の状況についての調査は必要ないでしょうか。

<委員>

見ないと何とも言えないこともありますが、江戸時代末期という年代推定の根拠には、角釘の使用と上棧がないことが挙げられていますが、明治期にも角釘を使用しているし、明治期でも上棧がない建物はあります。どちらも根拠としては弱く、指定の根拠とするには難しいです。

小屋梁架構の説明にある杵は2階を作るために持ち上げた痕跡で、甲州市の上条集落で見ることがあります。上条では2階を作って養蚕をしていました。都内の事例なども調べてみないとわかりませんが、年代は新しかったと思います。

<会長>

30年経過すると研究も進んでいるので、平成2年の調査を補うか、確認をすることが必要ではないですか。

<委員>

移築した状態なので、平成2年調査時以上の情報がとれるか自信はありませんが、平成2年時点の当主から四代前までさかのぼれることが書いてあるので、見留家について文書などあれば納屋の年代推定の補強にできるかもしれません。また、こちらの旧見留家での屋敷構え、そしてどのような生業をしていて、納屋をどんな目的や必要性があって使っていたのかなどの情報があれば知りたいです。

<事務局>

解体時の写真と今回資料として添付した以外の図面もあります。後日、伊郷委員にご覧いただき、伊郷委員には審議会での現地見学前に事前に現状確認をお願いさせていただきたいと思います。

<会長>

以上で審議を終了します。続いて、報告事項について事務局から説明をお願いします。

<事務局>

資料 1-1 平成30年度登録文化財関係（練馬区教育委員会告示第6号：写）

資料 1-2 平成30年度登録文化財関係（「ねりま区報」平成31年3月1日号：写）

資料 1-3 平成30年度登録文化財関係（「ねりまの文化財」第104号）

資料 2 令和元年度 文化財関連事業計画

< 会長 >

ご質問はございますか。

< 委員 >

なし

< 会長 >

以上で報告事項を終わります。続いて事務局から事務連絡をお願いします。

< 事務局 >

次回の文化財保護審議会（現地見学）の日程について説明

< 会長 >

本日はこれにて閉会いたします。ご協力ありがとうございました。